

常滑武豊衛生組合事務決裁規程

昭和58年5月2日

訓令第1号

改正

昭和59年 6月22日訓令第1号 昭和61年 6月 5日訓令第1号
平成 6年 5月30日訓令第2号 平成10年 3月20日訓令第1号
平成11年 3月12日訓令第1号 平成19年 3月22日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、管理者の権限に属する事務について、別に定めのあるもののほか、管理者の決裁事項及び副管理者以下の専決、代決その他事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者及び管理者の権限の受任者又は専決権限を有するもの(以下「決裁権者」という。)が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、管理者の責任において常時管理者に代つて決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のときあらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁権者に代つて決裁することをいう。
- (4) 不在 旅行その他の理由により、決裁権者にさしつかえがあつて決裁できない状態をいう。
- (5) 決定 決裁にいたるまでの手続過程においてその意思を決定することをいう。
- (6) 場長、場長補佐 常滑武豊衛生組合職員の職の設置に関する規則(昭和49年規則第2号)に定める場長、場長補佐をいう。

(決裁の手續)

第3条 事務は、原則として順次当該事務を主管する上司の決定を経て、決裁を受けなければならない。

2 決裁を受ける事務が常滑市又は武豊町に関係がある場合は、当該事務を主管する長の決定を経た後、関係する常滑市又は武豊町の担当部課長に合議しなければならない。

3 前項により合議を受けたときは、必要とする者に回議するものとする。

(代決)

第4条 決裁権者が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める者が代決する。

(1) 管理者の決裁事項 副管理者

(2) 副管理者の決裁事項 場 長

(3) 場長の決裁事項 場長補佐

(代決の制限)

第5条 前条の場合であつても、重要若しくは疑義のある事項又はあらたな事項については、あらかじめ決裁権者の指示を受けたもののほか代決することができない。

(後閲)

第6条 代決した事項については、すみやかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。

(管理者の決裁事項)

第7条 管理者は、おおむね別表に定める管理者の決裁区分に属する事項のほか、次に掲げる事項を決裁するものとする。

(1) 常滑武豊衛生組合の総合企画及び運営に関する基本方針の決定に関すること。

(2) 特に重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。

(3) 組織及び機構の変更に関すること。

(4) 各執行機関との総合調整に関すること。

(5) 重要な儀式及び表彰に関すること。

- (6) 組合議会の招集、議案の提出その他議会に関すること。
- (7) 組合議会の権限に属する事項の専決処分に関すること。
- (8) 特に重要な請願及び陳情に関すること。
- (9) 特に重要な異議の申立て、訴訟、和解及び調定に関すること。
- (10) 条例、規則、規程その他重要な例規の制定及び改廃に関すること。
- (11) 特に重要な許可、認可、承認、取消し等の行政処分に関すること。
- (12) 予算の編成に関すること。
- (13) 予算の追加を必要とする事案の決定に関すること。
- (14) 各種委員会、審議会、協議会等の委員の任免に関すること。
- (15) 指定金融機関等の指定に関すること。
- (16) 職員団体の登録並びに職員団体との協定に関すること。
- (17) 職員の賞罰及び賠償に関すること。
- (18) その他特に重要な事項に関すること。

(副管理者の専決事項)

第8条 副管理者は、別表に定める区分に属する事項のほか、前条に定める管理者決裁事項のうち特に委任された事項について専決することができる。

(場長の専決事項)

第9条 場長の決裁事項は、別表に定める決裁区分に属する事項とする。

(承認による専決事項)

第10条 副管理者、場長は、前3条によりその専決事項とされていない事項であってもその性質が軽易に属し、これに準じてよいと認められるものはあらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の制限)

第11条 この訓令に定める専決事項であっても特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、あらたな事項又は規定の解釈上疑義がある事項は、上司の指示を受けなければならない。

(専決権の移譲)

第12条 場長は、管理者の承認を得てその専決権限の一部を所属職員に移譲することができる。

附 則

この訓令は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則（昭和59年6月22日訓令第1号）

この訓令は、昭和59年6月22日から施行する。

附 則（昭和61年6月5日訓令第1号）

この訓令は、昭和61年6月5日から施行する。

附 則（平成6年5月30日訓令第2号）

この訓令は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日訓令第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

別表（第7条—第9条関係）

1 庶務関係

決裁区分		管理者	副管理者	場長	備考
各種会議		特に重要な招集案件	重要な招集案件	定例的な招集案件	
部課長会議		招集			
組合担当者会議				招集	
組合内連絡会議				招集	
事務事業の連絡調整			連絡調整	連絡調整（組合内）	
事務引継ぎ			場長	場長補佐以下	
公印		調整改廃			
文書	収受発送			収受、配布、発送、組合における文書の受理	
	保存、廃棄			保存、廃棄、書庫の管理	
	指導統制			文書取扱の指導統制	
	報告、調査、照会、回答	特に重要なもの	重要なもの	定例的なもの 軽易なもの	
	その他の文書	特に重要なもの	重要なもの	1 定期、軽易なもの 2 原簿台帳等の作成、記載の確認 3 所管事務についての関係者の呼出し通知	
	管理者代理人の選定	訴訟、仮処分、行政代執行等の事件			
	例規集			編集、発行、加除整理、登載、改廃	
土地建物	登記		異例なもの	1 取得に伴う登記 2 分筆、合筆地目変換	
	土地の測量	土地の立入測量		1 土地の境界査定 2 土地の立入測量の実施	
	公の施設の管理			使用許可	

2 人事関係

決裁事項		決裁区分		場 長	備 考
		管 理 者	副管理者		
任 免	任 用 (補職を含む)	全 職 員		臨時職員	
	退 職	全 職 員		臨時職員	
	分限、懲戒	全 職 員			
	異 動	全 職 員		臨時職員	
服 務	服務に専念する義務の免除		場 長	場長補佐以下	
	休暇の承認		場 長	場長補佐以下	
	時間外等勤務命令		場 長	場長補佐以下	
	当直勤務命令			該当全職員	
	出勤等の管理			全 職 員	
	身 分 服 制		営利企業等の従事許可	1 身分証等の交付 2 身分上の諸届の処理	
出 張	県 内	1 副管理者 2 場長で宿泊を要するもの	1 場 長 2 場長補佐で宿泊を要するもの	場長補佐以下	
	県 外	場 長 以 上		場長補佐以下	
給 料	特別昇給	全 職 員			
	普通昇給		全 職 員		
手 当	扶養通勤手当			場 長	
	その他の手当		特殊なもの	通常のもの	
	退職手当	全 職 員			

3 財務関係

決裁事項 / 決裁区分		管 理 者	副 管 理 者	場 長	備 考
		超えるもの	以下	以下	
1 予 算 執 行 伺	委 託 料	500 万円	500 万円	300 万円	工事委託費は工事請負の決定区分による。 300 万円を超えるものは部課長に合議
	工 事 請 負 費	1,000 万円	1,000 万円	600 万円	工事委託費並びに工事費負担金及び工事費補助金を含む 600 万円を超えるものは部課長に合議
	公 有 財 産 購 入 費	500 万円	500 万円	300 万円	土地に係るもの及び300 万円を超えるものは部課長に合議
	備 品 購 入 費		(超えるもの) 300 万円	300 万円	300 万円を超えるものは部課長に合議
	負担金、補助及び 交付金	500 万円	500 万円	300 万円	研修費等の負担金は除く 工事費負担金及び工事費補助金は工事請負費の決裁区分による 300 万円を超えるものは部課長に合議
	貸 付 金		(超えるもの) 300 万円	300 万円	300 万円を超えるものは部課長に合議
	補償金・補填金	500 万円	500 万円	300 万円	300 万円を超えるものは部課長に合議
	賠 償 金	100 万円	100 万円	50 万円	概算払いによるものに限る。 50 万円を超えるものは部課長に合議
	投資及び出資金	500 万円	500 万円	300 万円	300 万円を超えるものは部課長に合議
	寄 附 金	100 万円	100 万円		すべてに部課長合議
	食糧費（特別地方消費税 を伴うものに限る）			すべてのもの	

	上記以外のもの	500万円	500万円	300万円	300万円を超えるものは部課長に合議
2 支出負担行為				すべてのもの	需用費の修繕料、工事委託費、工事費負担金及び工事費補助金は工事請負費の決裁区分による。 1,000万円を超えるものは会計管理者に合議
予算執行伺及び支出負担行為の変更	増額の場合は増額後、減額の場合は減額前の額の決裁区分による。				
支出命令	支出負担行為の決済区分による。				
予算の令達				すべてのもの	
予備費の充用				すべてのもの	
予算の流用				すべてのもの	
予算科目の新設				目・節	
予算の配当				すべてのもの	
年度・会計・科目等の更正				すべてのもの	
戻入・戻出・振替等の命令				すべてのもの	ただし、前渡金の精算調書と兼ねるものについては、当初の決裁区分
物件・労力・その他の調達決定契約	支出負担行為の決裁区分による。				

工事請負契約		支出負担行為の決裁区分による。			
物品の貸借契約				すべてのもの	無償のものについては、評価額を示す。 300万円を超えるものは部課長に合議
不動産その他の貸借契約		500万円	500万円	300万円	
売却・廃棄の決定契約		500万円	500万円	300万円	土地・家屋の売却については、管理者決裁とする。 300万円を超えるものは部課長に合議
寄附の收受		100万円	100万円		金銭以外のものは相当額とする。
設計、仕様等の一部変更決定契約		予算執行何及び支出負担行為の変更の決裁区分による。			
工期・納期の変更		60日	60日	30日	
入札の予定価格・ 制限価格の決定	工事	1,000万円	1,000万円	600万円	金額は設計金額又は予定金額を示す。
	上記以外	500万円	500万円	300万円	
監督員・検査員の任命				すべてのもの	
検査結果の確認				すべてのもの	
工事施工上の書類及び監督指示				すべてのもの	
調 定	使用料・手数料・分担金 ・負担金			すべてのもの	異例なものについては、管理者に報告及び部課長に合議

調 定	国・県支出金			すべてのもの	
	その他の歳入			すべてのもの	
	歳入歳出外現金			すべてのもの	
	督促・催告			1 督促状の発付 2 催告状の発付	
	減免	特に異例なもの	異例なもの	定例的なもの	特に重要なものは管理者決裁を受けること
	徴収猶予、その取消、徴収の嘱託及び受託、滞納処分、過誤納整理		1 差押処分、その取消し 2 差押物件の公告 3 差押物件の換価処分	1 徴収猶予、その取消し 2 交付要求 3 差押物件の売却通知 4 過誤納整理 5 徴収の嘱託及び受託	特に異例又は重要なものは管理者決裁を受けること
	滞納処分の執行停止不納欠損処分		不納欠損処分	滞納処分の執行停止	
	公有財産の所管換用変更・廃止		重要なもの	軽易なもの	
	物品の受入及び払出			すべてのもの	

附 記

- 1 前渡金とは、概算払い及び資金前渡をいう。
- 2 上記以外のものは、事務決裁規程を参照すること。